

進行管理体制について

4.2 推進体制

本計画に掲げる施策は、本市の行政全般に関わるものであり、計画の推進のためには全庁的な取り組みが必要です。庁内における横断的組織により、本計画に基づいて実施される庁内各部署の各種事業の進行状況に関する情報を収集・点検するとともに、計画の効果的な推進に向けて連携・強化を図ります。

4.3 進行管理

本計画に掲げた環境保全の取り組みを市民、各種団体、事業者と連携・協力して進めるため、市民、事業者、~~行政~~で構成する**推進協議会を設置します。推進協議会環境審議会**を定期的に行き、計画に基づく施策及び指標の進捗状況等を点検・評価し、市に対して意見や提言を行うなど、市民との協働による進行管理の開かれた場とします。さらに、市民・事業者からいただいた意見・提言を受けて対応を検討し、計画の推進に反映させるとともに、必要に応じ施策や指標等についても改善・見直しを図ります。

4.4 計画の見直し

本計画（後期）の期間は、6年としますが、新たな環境問題や社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

